

令和8年2月19日
総務局法制課

横浜市行政手続条例施行規則の一部を改正に関する意見公募について

横浜市行政手続条例施行規則の一部改正について、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和8年2月19日から令和8年3月20日まで
(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

2 意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：so-hosei@city.yokohama.lg.jp
横浜市総務局法制課 意見公募担当 宛て

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎11階
横浜市総務局法制課 意見公募担当 宛て

(3) F A Xの場合

F A X 番号：045-664-5484
横浜市総務局法制課 意見公募担当 宛て

3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、

御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、個人情報の保護に関する法律にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市総務局法制課

電話番号：045-671-2093

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上